

付表4 旧・新税率別、消費税額計算表
兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

〔経過措置対象課税資産の
譲渡等を含む課税期間用〕

簡易

		課税期間	. . . ~ . . .	氏名又は 名称	
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 ※申告書の①欄へ 000
消費税額	②	※付表5-(2)の①A欄へ	※付表5-(2)の①B欄へ	※付表5-(2)の①C欄へ	※付表5-(2)の①D欄及び申告書の②欄へ
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-(2)の②A欄へ	※付表5-(2)の②B欄へ	※付表5-(2)の②C欄へ	※付表5-(2)の②D欄及び申告書の③欄へ
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④ (付表5-(2)の⑤A欄又は⑩A欄の金額)	④ (付表5-(2)の⑤B欄又は⑩B欄の金額)	④ (付表5-(2)の⑤C欄又は⑩C欄の金額)	④ (付表5-(2)の⑤D欄又は⑩D欄の金額) ※申告書の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤ ※付表5-(2)の③A欄へ	⑤ ※付表5-(2)の③B欄へ	⑤ ※付表5-(2)の③C欄へ	⑤ ※付表5-(2)の③D欄及び申告書の⑤欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥			※申告書の⑥欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※申告書の⑦欄へ
控除不足還付税額 (⑦ - ② - ③)		⑧	※①B欄へ	※①C欄へ	
差引税額 (② + ③ - ⑦)		⑨	※②B欄へ	※②C欄へ	
合計差引税額 (⑨ - ⑧)		⑩			※マイナスの場合は申告書の⑧欄へ ※プラスの場合は申告書の⑨欄へ
地 課 税 方 標 準 消 と な る 消 費 税 額 の 額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	
	合計差引税額 (⑫ - ⑪)	⑬			※マイナスの場合は申告書の⑩欄へ ※プラスの場合は申告書の⑪欄へ
譲 渡 割 額	還付税額	⑭	(⑪B欄×25/100)	(⑪C欄×17/63)	
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	
合計差引譲渡割額 (⑮ - ⑭)		⑯			※マイナスの場合は申告書の⑩欄へ ※プラスの場合は申告書の⑪欄へ

「旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

この付表は、簡易課税制度を選択しており、かつ、基準期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合に使用し、申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。